

令和8年度施行

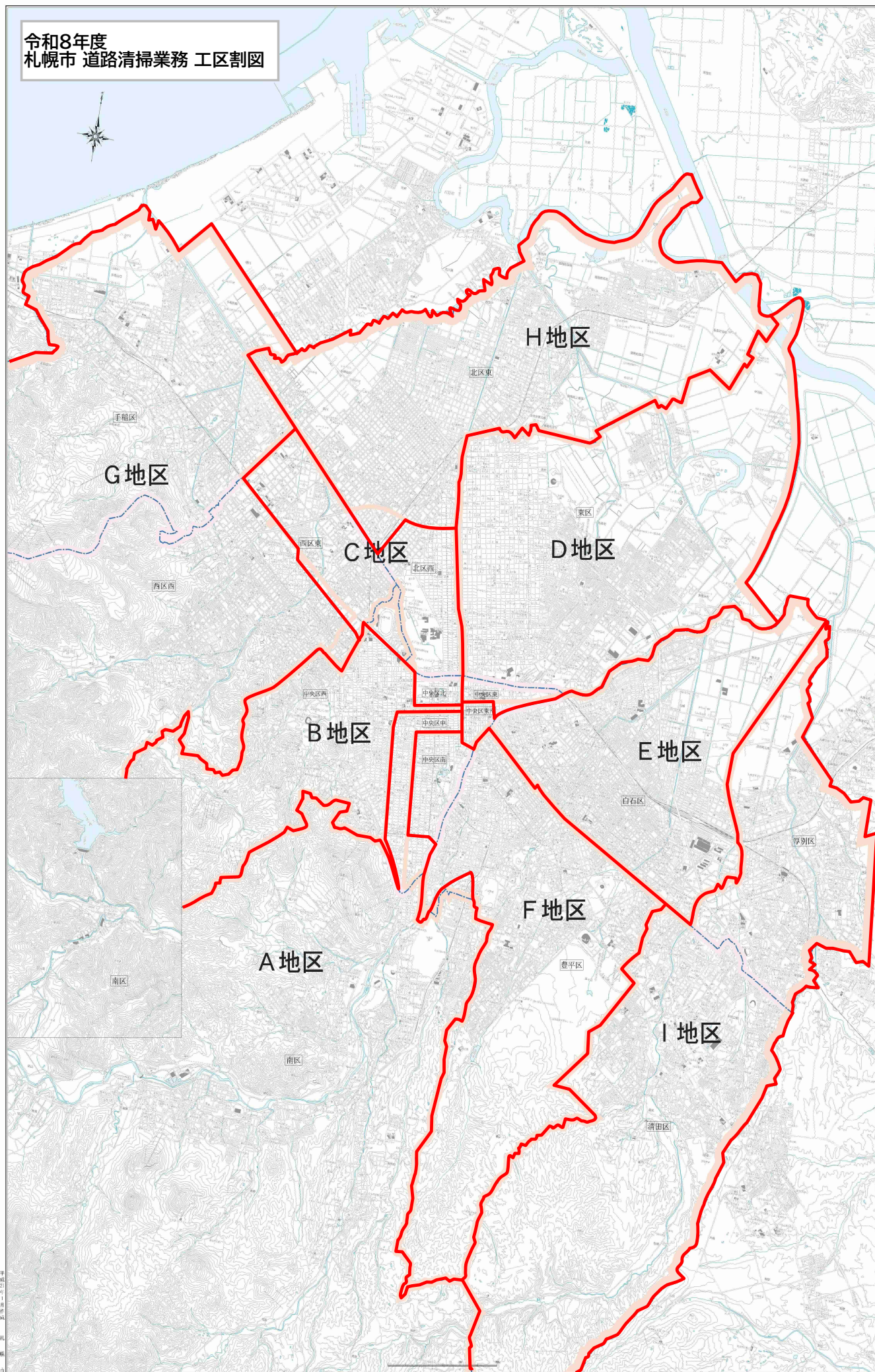
業務説明書（公示用）

業務名 道路清掃業務（ B地区 ）

令和7 年 12月 単価適用

札幌市建設局土木部

令和8年度
札幌市 道路清掃業務 工区割図



令和8年度 札幌市道路清掃業務仕様書

札幌市建設局土木部道路維持課

目 次

第1節 総則	
1. 適用範囲	1
2. 用語の定義	1
3. 安全管理等	1
4. 業務の実施から完了までの事務手続き	1
5. 作業の実施報告等	2
6. 作業実施における留意事項	2
第2節 道路清掃業務(通常期)	
1. 業務内容	4
2. 作業の指示等	4
3. 作業実施要領	4
第3節 道路清掃業務(融雪期)	
1. 業務内容	7
2. 作業の指示等	7
3. 作業実施要領	7
第4節 給水栓取扱要領	
1. 遵守事項	8
2. 給水栓の使用、保守及び点検	8
3. 給水栓所在地	9
第5節 洗浄及び散水基準	9
第6節 その他	
1. 作業対象路線及び作業予定期間	10
2. 写真管理基準	10
3. 道路清掃標準頻度	11
4. 作業日程の変更	11
5. 個人情報の取り扱いについて	12

第1節 総 則

道路清掃業務は、『道路の機能及び美観の保持並びに沿道環境の保全』を目的として行うものであり、業務委託の実施にあたっては、業務の目的を十分に理解し、効果的かつ適正に業務を遂行するよう努めなければならない。

1 適用範囲

本仕様書は、札幌市建設局土木部道路維持課が発注する道路清掃業務に適用する。

2 用語の定義

- (1) 担当職員とは、業務主任及び副主任である札幌市の職員をいい、業務に関する事務を担当し、受託者との連絡・調整を行う。
- (2) 指示とは、担当職員が受託者に対して業務の方法等を示し、実施させることをいう。
- (3) 報告とは、受託者が担当職員に対して業務上の実績や状況、連絡事項等を知らせることをいい、必要に応じて担当職員との協議を行う。

3 安全管理等

- (1) 作業の従事にあたっては、事故の防止に細心の注意を払い、関連法規の遵守はもとより道路交通法及び道路運送車両法に基づく安全運転管理者及び整備管理者等を配置し、運行管理体制を整えるものとする。
- (2) 業務実施にあたり、関係官庁等に対する必要な諸手続きは、受託者において速やかに行うものとする。
- (3) 業務実施に伴い特別な交通規制等が必要となる場合は、事前に担当職員と協議するものとする。
- (4) 作業実施において自動車事故等が発生したときは、安全確保、負傷者の救助を第一優先とし、適切かつ迅速に対処するものとする。また、遅滞なくその状況を担当職員に連絡し、速やかに事故報告書、事故現場見取図(様式7、7-1)、位置図、状況写真を提出するものとする。

4 業務の実施から完了までの事務手続き

契約締結後における業務実施に伴う事務手続きは、次のとおりとする。

- (1) 業務着手届 (様式1)
- (2) 現場代理人届 (様式2)
 - 1 同届には、当該代理人に係る経歴書を添付すること。 (様式2-1)
 - 2 現場代理人を変更する場合は、現場代理人変更届を提出すること。 (様式2-2)
- (3) 業務日程表 (様式3)
 - 1 同届には、日程表を添付すること。 (様式3-1)※上記(1)～(3)は着手届と合わせて提出すること。
- (4) 各種届 (様式4)
 - 1 使用車両届 (様式4-1)
 - 2 給水栓使用及び鍵借用申請書 (様式4-2)
 - 3 ごみ重量計量IDカード借用書 (様式4-3)
 - 4 型式証明書
 - 5 道路使用許可証の写し
 - 6 使用車両追加登録・抹消届 (様式4-4)
- (5) 作業路線日程表及び図面

受託者は、業務の作業路線日程表及び図面を、融雪期、通常期の期間毎に作成すること。

※上記(4)、(5)は、契約締結後速やかに提出すること。

- (6) 協議簿 (様式10)
- (7) 完了届 (様式6)
- (8) 写真帳 (第6節 2 写真管理基準による)
- (9) 道路清掃業務作業内訳書 (様式6-1、6-2)

※上記(7)～(9)は毎月の作業完了とともに、速やかに提出すること。

なお、3月分の完了届は3月末日付け(末日が土日の場合は金曜日付け)で提出すること。

5 作業の実施報告等

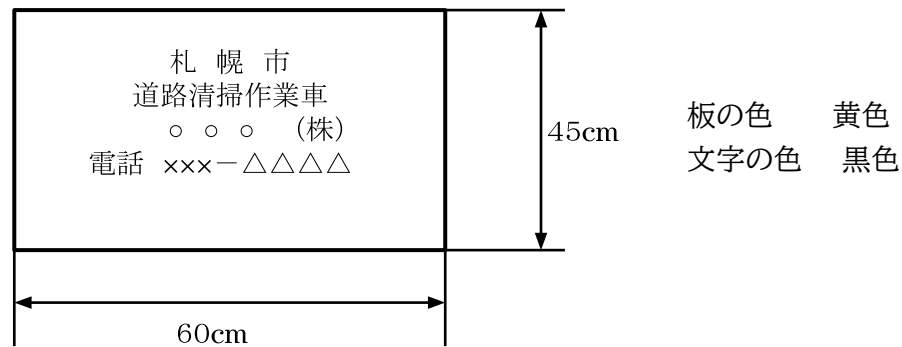
- (1) 毎日の作業の実施については、作業終了後、速やかに次の書類により担当職員へ報告を行うものとする。

- 1 道路清掃業務作業日報 (様式5)
- 2 道路清掃業務作業路線内訳書 (様式5-1、5-2、5-3)
- 3 清掃作業に使用した車両のタコグラフチャート紙
- 4 収集土砂等の計量証明書
- 5 汚泥の中間処理・最終処分施設への搬入状況写真
- 6 産業廃棄物管理票(マニフェスト)および汚泥処理報告書 (様式11)
- 7 下水道高度処理水使用実績表の報告 (様式8)
- 8 産業廃棄物収集運搬業許可証及び許可車両一覧表の写し
- 9 産業廃棄物処分業許可証の写し

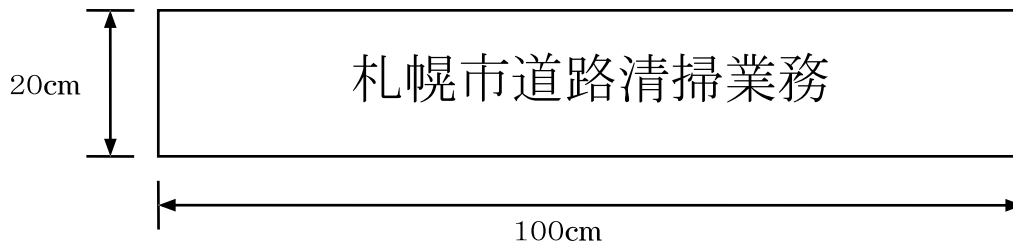
- (2) 担当職員の指示により臨時で清掃する場合は、路面清掃作業(緊急)として計上し、上記(1)によるほか、写真(作業前・作業中・作業後)により担当職員へ報告を行うものとする。

6 作業実施における留意事項

- (1) 受託者は、作業着手前に所轄警察署に道路使用許可申請を行い、許可を受けてから作業を実施するものとする。なお、許可書受理時、および許可期間の更新の際には、直ちに許可書の写しを担当職員に提出すること。
- (2) 受託者は、気象状況及び作業路線の路面状況を把握し、効果的な清掃業務を行うものとする。
- (3) 作業日が雨天の場合は、路面状況により路面清掃作業等を中止又は一時中止するものとする。
- (4) 受託者は、作業の実施にあたり問題等が生じた場合は、担当職員と協議のうえ、その指示により作業を行うものとする。
- (5) 作業の実施については、交通法規はもとより関係法規を遵守するとともに、運転操作に過信のないよう十分注意を払うものとする。特に小中学校の通学時間帯や朝のラッシュ時間帯は、作業を一時中止するなどの柔軟な対応を図ること。
- (6) 札幌市内中心部である中央区北5条～南6条・西11丁目～東3丁目の地域は、交通渋滞を避けるため、午前5時から午前7時を目処に作業を行うものとする。
- (7) 道路清掃作業車両には、走行速度・走行距離が確認できるタコメーターを装着するものとする。
- (8) 道路清掃作業車両のうち、スイーパー車・洗浄車(散水車)については、公安委員会による道路維持作業用自動車の指定を受け、回転灯(黄色)を装着する。また、作業においてはこれを点灯し、通行人及び通行車両等に作業中であることを周知するものとする。
- (9) 道路清掃作業車両には、次に示す看板を装着するものとする。



- (10) 収集した土砂及び粗芥等は、札幌市の処理施設（処分場及び破碎工場）に搬入するものとし、汚泥については産業廃棄物として取り扱い、契約書に定める中間処理施設で中間処理し、最終処分施設へ搬入するものとする。また、従事する運搬車両には、周囲から視認しやすい位置へ下記の文言を明示することとする。



- (11) 札幌市の処理施設へ土砂等を搬入する際は、「ごみ重量計量IDカード」を使用すること。
- (12) 作業路線が工事中の場合は、当該工事が完了するまで作業は中止すること。（作業路線内訳書の備考欄に「工事中」と記載し、その分の距離を控除すること。）また、工事の完了により作業路線の清掃延長に変更がある場合は、速やかに担当職員に報告し、その指示により作業を行うこととする。
- (13) いかなる場合であっても私有地に進出し、駐車及び方向転換をしてはならない。
- (14) 作業従事者は、作業に適した服装で従事し、必要に応じてヘルメットを着用すること。
- (15) 受託者は、市民に対し常に親切・丁寧に接することとし、誤解や不審を招くことのないよう作業従事者に徹底させること。
- (16) 受託者は、排気ガス等による環境負荷の低減を図るため、効率的な作業路線日程表を作成し作業を実施すること。また、札幌市策定の環境方針を十分理解、尊重し、使用する全車両が一定時間停車する場合には、アイドリングストップを励行する等、排気ガスによる環境負荷の低減に努めるよう作業従事者に徹底させること。
- (17) 受託者は、作業着手前に清掃作業を実施するために必要な手順等について作業計画書を作成して担当職員へ提出すること。また、受託者は、作業計画書を遵守し作業を実施すること。なお、作業計画書を作成するにあたり、次の事項を記載すること。
- ・作業概要 ・計画工程表 ・現場組織表 ・使用車両 ・作業方法 ・作業管理計画
 - ・緊急時の体制及び対応 ・安全管理 ・交通管理 ・環境対策 ・その他

第2節 道路清掃業務(通常期)

1 業務内容

通常期の道路清掃業務(5月～11月)は、主に縁石で歩車道区分されている道路に対し、交通量・汚れ度合い・人家連たん状況等を勘案し選定した路線について、車道路面を主体とした道路清掃を行うものであり、以下の項目に区分する。

項 目	機 材 等	規 格	人 員	作 業 内 容
路面清掃作業	スーパー車	ホッパ2.5～3.1m ³	2名	スーパー車で土砂等を収集し、ダンプ車で運搬する
	ダンプ車	4t	1名	
洗浄作業	洗浄車	5.3t以上	2名	微粉塵を路肩に寄せる
人力作業	作業車	1.5tトラック	1名	スーパー車で処理できない土砂等及び粗芥を収集する
	作業員		1名	
増強作業	ダンプ車	4t	1名	秋の落ち葉清掃を行う
	作業員		2名	
柵清掃作業 (雨水柵 [1型、2型])	側溝清掃車	ブロー式4.5～5.0m ³	2名	道路雨水柵の清掃を行う
	交通誘導警備員	交通誘導警備員A	1名	
柵清掃作業 (橋梁付属柵 [直管、曲管])	側溝清掃車	ブロー式4.5～5.0m ³	2名	土砂詰まりした橋梁付属柵[直管、曲管]の清掃を行う 誘導警備員は柵下の監視員を含む
	排水管清掃車	ジェット式5300～5800ℓ	2名	
	交通誘導警備員	交通誘導警備員A	1名	
土砂等 運搬作業	ダンプ車	4t	1名	収集した土砂等が多量の場合に増車して対応する
		8t	1名	
		10t	1名	

※ 使用機材の規格は上表と同等以上のものを基本とするが、調達できない場合は担当職員と協議のうえ決定すること。また、各作業については上表の標準人員を下まわらないよう適切な配置を行うこと。

※ 7月および8月のBCD線における洗浄作業は実施しないこととする。

2 作業の指示等

- (1) 通常期の作業日(柵清掃作業を除く)は、施行期間のうち土日・祝日・お盆休暇(8月10日～14日)、および5月～10月の第5週(第5週とは当該月の29日以降の日を指す)を除くものとし、作業時間は概ね午前5時から午後4時とする。なお、これにより難しい場合は、担当職員と協議するものとする。
- (2) 柵清掃工は6～8月に実施するものとする。(土日・祝日を除く第5週を含む。)
- (3) 作業路線で特に清掃の困難な箇所については、取り残しに注意し作業を行うものとする。
- (4) 作業にあたっては、適切な交通誘導を行い、歩行者及び通行車両等に十分注意を払うなど事故防止に努めるものとする。

3 作業実施要領

清掃作業は、上記1の使用車両及び人員構成により行い、実施方法は以下のとおりとする。

また、現場代理人は気象状況及び路面状況を把握し、作業開始及び中止の判断、作業の指示・状

況・終了等の確認を行うとともに、担当職員との連絡調整を行うものとする。

(1) スーパー車の作業(通常期)

- 1 路肩に堆積した土砂等を収集し、ダンプ車に積込む作業を行う。
- 2 作業速度は路面の汚れに応じた速度(最高15km/hr)とし、土砂等の取り残しがないようガッターブラシの角度を適切に調整するものとする。
- 3 ガッターブラシは路面状況に応じた太さのブラシを使用するものとする。
- 4 埃止め散水の散水量は清掃に適する水量とする。
- 5 ダンプ車への積込は適切な場所で行い、交通誘導警備員及び安全施設を配置すること。

(2) 洗浄車の作業(通常期)

- 1 スーパー車による清掃後の微粉塵を洗浄水により車道路肩に寄せる作業を行う。なお、作業速度は25 km/hr以下とする。
- 2 洗浄幅及び水量は、路面状況に合せ調整するものとする。
- 3 車道の横断勾配により洗浄が困難となる路線は、洗浄作業を行わないものとする。
- 4 洗浄車への給水は、札幌市の給水栓から行うものとし、「第4節 給水栓取扱要領」を遵守すること。
- 5 洗浄作業は、上記のほか「第5節 洗浄及び散水基準」により行うものとする。

(3) 人力作業(通常期)

- 1 スーパー車で処理できない部分の車道清掃、歩車道にある粗芥の収集及び軽微な歩道清掃を行う。
- 2 人力作業は、スーパー車に先行し連携を取って行うことを基本とする。
- 3 歩道上の土砂等を車道側へ掃き出した場合は、長時間放置することなく、速やかに処理を行うこと。
- 4 収集した粗芥は、自社購入による透明又は半透明の袋に入れ飛散しないよう注意する。スーパー車が収集した土砂と混合しないこと。

(4) 増強作業

- 1 秋(10月下旬～11月下旬)に道路上に飛散する落葉の清掃を行う。ただし、上記(3)の人力作業に追加して行うものとする。
- 2 増強作業は、清掃路線にある落葉の飛散状態により、スーパー車の作業に支障をきたす等、落葉清掃が別途必要と判断される場合に行うものとし、担当職員と協議のうえ、その指示により作業を開始すること。
- 3 現場代理人は清掃路線にある街路樹等の生育状態を常に観察し、当日の清掃路線以外においても必要に応じて作業を行うものとする。

(5) 桧清掃作業(雨水桧[1型、2型])

- 1 清掃を行う桧は、担当職員が指定する路線の中で各社が候補選定を行い、位置図・写真(土砂溜まり・詰まり状況)等の資料を基に担当職員と協議を行った上、路線単位で決定する。
- 2 桧清掃の際には、前後の道路状況を考慮した、適切な交通規制および誘導を行うとともに、飛散する洗浄水が通行人等にかからないように配慮すること。
- 3 作業中に、雨水桧等が損傷していることが確認された場合は、状況を整理した上で、担当職員に速やかに報告すること。また、受託者の責によるものと認められた場合は、速やかに補修すること。
- 4 作業において発生した汚泥は、産業廃棄物として取り扱うものとし、産業廃棄物収集運搬 許可車両により、契約書に定める中間処理施設へ搬入するものとする。

(6) 桧清掃作業(橋梁付属桧[直管、曲管])

- 1 土砂詰まり等により、排水機能が損なわれている橋梁付属桧の清掃を行う。
 - 2 清掃を行う桧は、土砂詰まりの状況等を確認した上で、各社が候補選定を行い、位置図・写真（橋面の状況、土砂詰まり状況、排水管の状況、桁下の状況、直管か曲管かどうか）等の資料を基に、担当職員と協議を行った上で決定する。なお、候補選定は基本的に清掃対象路線上の桧で行うものとするが、清掃対象路線以外にも桧詰まりが確認された場合は、担当職員と協議を行い、清掃対象とするか決定する。
 - 3 桧清掃の際には、前後の道路状況を考慮した、適切な交通規制および誘導を行うとともに、桁下にも監視員を配置し、排水管から飛散する洗浄水が通行人等にかからないように配慮すること。
 - 4 作業中に、排水管等を損傷させた場合は、状況を整理した上で、担当職員に速やかに報告すること。また、受託者の責によるものと認められた場合は、速やかに補修すること。
 - 5 作業において発生した汚泥は、産業廃棄物として取り扱うものとし、産業廃棄物収集運搬許可車両により、契約書に定める中間処理施設へ搬入するものとする。
 - 6 橋梁付属桧の桧清掃作業は、桧の土砂詰まり清掃に加え、排水管清掃車による排水管内の土砂詰まり清掃を行う。
 - 7 排水管内の土砂詰まり清掃を行う際は、排水管から排出される土砂の処理を適切に行うこと。
- (7) ダンプ車の作業
- 1 機械及び人力で収集した土砂等を処理施設へ運搬する作業を行う。また、運搬の際に土砂等が飛散することがないように、飛散防止措置を講ずること。
 - 2 路面清掃作業等に使用するダンプ車を増車して土砂等を運搬する必要がある場合は、土砂等運搬作業として対応することができる。
 - 3 土砂等運搬作業の日々の時間は10分単位とし、月毎の合計で時間単位(分以下切捨)とする。
- (8) 汚泥処理
- 1 桧清掃(雨水桧、橋梁付属桧)、路面清掃作業等において収集した汚泥の中間処理及び最終処分を行う。
 - 2 中間処理予定数量は契約書に示すとおりである。
 - 3 収集した汚泥については、札幌市が交付する産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、中間処理及び最終処分の確認を行う。
 - 4 毎月の業務完了後、速やかに完了届とともに、汚泥処理報告書(様式11)、マニフェスト、計量伝票等を提出すること。
 - 5 産業廃棄物として処理を行う場合は、産業廃棄物収集運搬許可車両により、契約書に定める中間処理施設へ搬入するものとする。なお、運搬に係る適用作業単価は土砂等運搬作業の規格を準用する。
 - 6 路面清掃作業等において、汚泥性状を有する土砂を多量に発見した場合は、当該土砂の収集運搬作業を中止し、産業廃棄物として処理を行うものとする。
 - 7 業務の履行期間までに最終処分が完了しない場合、中間処理施設への搬入を確認したことをもって、業務の完了とみなすこととする。ただし、最終処分が完了次第、遅滞なくマニフェストE票を提出すること。

第3節 道路清掃業務(融雪期)

1 業務内容

融雪期の道路清掃業務(3月～4月)は、主に道路上に堆積した融雪後の土砂の飛散を防止するため道路清掃を行うものであり、以下の項目に区分する。

項 目	機 材 等	規 格	人 員	作 業 内 容
路面清掃作業	スーパー車	ホッパ2.5～3.1m ³	2名	スーパー車で土砂等を収集し、ダンプ車で運搬する
	ダンプ車	8t	1名	
洗浄作業	洗浄車	5.3t以上	2名	微粉塵を路肩に寄せる
人力作業	作業車	1.5tトラック	1名	スーパー車で処理できない土砂等及び粗芥を収集する
	作業員		2名	
散水作業	散水車	3.8t	1名	スーパー車に先行し埃止めを行う
歩道清掃作業	ダンプ車	4t	1名	融雪後の歩道清掃を行う
	作業員		(8名)	
土砂等 運搬作業	ダンプ車	4t	1名	収集した土砂等が多量の場合に増車対応できる
		8t	1名	
		10t	1名	

※ 使用機材の規格は上表と同等以上のものとする。また、各作業については上表の標準人員を下まわらないよう適切な配置を行うこと。

2 作業の指示等

融雪期の作業日は、施行期間のうち土日・祝日、および3月～4月の第5週(第5週とは当該月の29日以降の日を指す)を除くものとし、その他の事項は「第2節 道路清掃業務(通常期)」と同じとする。

3 作業実施要領

清掃作業は、上記1の使用車両及び人員構成により行い、実施方法は「第2節 道路清掃業務(通常期)」に記載のあるほか、次による。

(1) 散水作業

- 1 路面清掃作業による粉塵の飛散を防止するため、スーパー車に先行して散水を行う。
- 2 散水作業は、スーパー車と連携を取って行うことを基本とする。
- 3 現場代理人は、土砂量その他路面状況等により散水作業の中止を判断するものとする。

(2) 歩道清掃作業

- 1 融雪後に歩道上に堆積した土砂等を車道側に掃き出し(スーパー車による収集)、又は歩道上の土砂等を直接ダンプ車へ積込む作業を行う。ただし、人力作業に追加して行うものとする。
- 2 車道側に掃き出した土砂等は、長時間放置することなく、速やかに処理すること。
- 3 歩道清掃作業は、4月上旬に作業を開始するものとする。なお、雪解けの遅れ等、やむを得ない事情がある場合には、担当職員と協議を行うこと。

第4節 給水栓取扱要領

1 遵守事項

札幌市の給水栓を使用するにあたり、以下の項目を遵守すること。

- (1) 給水栓使用及び鍵借用申請書(様式4-2)を提出し、鍵の貸与を受けること。
- (2) 地下埋設型給水栓の使用、保守及び点検は、2に記載のとおりに行うものとする。なお、現場代理人は、冬期間など給水栓の使用を休止する場合、水抜きを確認するとともに、閉栓後、速やかに担当職員へ報告すること。
- (3) 創成川水処理センターの給水栓を使用する場合は、高度処理水使用計画書(様式9)を提出するものとする。
- (4) 創成川水処理センターの給水栓の使用時間は、午前9時から午後4時までとし、センターにおいて給水栓の開閉を行うものとする。なお、設備の定期点検等に伴う断水により、使用できない場合があるので留意すること。
- (5) 給水作業中は歩行者等の転落または転倒等の事故を防止するため、安全施設(カラーコーン等)を設置するものとする。また、通行車両等の交通誘導等安全対策を行うこと。
- (6) 環境への配慮、騒音及び振動防止のため、エンジンを停止させて給水するものとする。

2 給水栓の使用、保守及び点検

受託者は、地下埋設型給水栓の使用、保守及び点検を次のように実施し、異常が発見された場合は、直ちに担当職員に報告するものとする。

(1) 給水栓の使用

- 1 給水作業は、給水栓にあるバルブの開閉により行う。また、給水栓使用後は盗水防止等のため必ずキャップをすること。
- 2 給水栓の水抜きは、水道メーターボックス内にある水道メーターより下流側のバルブを閉栓した後、そのバルブより下流側の水抜き用バルブ及び給水栓にあるバルブを開栓することにより行う。なお、他のバルブは開栓された状態とする。(バルブの閉栓は1箇所のみ)
- 3 休止している給水栓を使用開始する場合は、水抜き用バルブ及び給水栓にあるバルブを閉栓した後、水道メーターボックス内にある水道メーターより下流側のバルブを開栓することにより行う。

(2) 給水栓の保守・点検

- 1 バルブ及び蓋(給水栓、メーターボックス)の開閉について、使用の都度点検を行う。
- 2 給水管・バルブ等の漏水について、使用の都度点検を行う。
- 3 冬期間は給水栓の使用を休止するため、水抜き作業は11月以降を目途に速やかに実施する。

3 給水栓所在地

(1) 地下埋設型:26箇所(給水口 ○蓋型19箇所・■蓋型7箇所)

番号	所在地	年・型
中1	北2条東12丁目	H3 ・○
中2	北2条西16丁目	H2 ・○
中3	北1条西9丁目	H3 ・○
中4	南17条西14丁目	H3 ・○
中5	北4条東3丁目	S63 ・○
中6	南7条西8丁目	S63 ・○
中7	南7条西18丁目	H3 ・○
中8	南11条西16丁目	S63 ・○
北1	北26条西6丁目	S58 ・■
北2	篠路3条5丁目	S62 ・○
北3	新琴似2条8丁目	S55 ・■
東1	北20条東5丁目	H2 ・○
東2	北16条東19丁目	S52 ・○

番号	所在地	年・型
白1	川下3条4丁目	S54 ・■
白2	東札幌6条2丁目	S52 ・○
白3	本通19丁目北	H1 ・○
厚1	もみじ台南1丁目	S53 ・■
豊1	美園9条8丁目	S52 ・○
豊2	美園6条1丁目	S60 ・■
豊3	西岡4条13丁目	S55 ・■
清1	清田1条2丁目	S63 ・○
南1	真駒内泉町1丁目	H3 ・○
南2	定山溪温泉西2丁目	H2 ・○
西1	発寒4条2丁目	H2 ・○
西2	西野4条9丁目	H1 ・○
手1	前田1条11丁目	S54 ・■

(2) 地上型:1箇所(創成川水処理センター)

番号	所在地	年・型
下水	麻生町8丁目	H17・地上

第5節 洗淨及び散水基準

道路清掃業務における洗淨及び散水作業は、気象状況により路面凍結のおそれがあることに留意し、下記の基準により行うものとする。

- (1) 当日の気温がマイナス気温となることが予想される場合には、洗淨車及び散水車は使用しないこと。ただし、気温が上昇した場合については通常作業とする。
- (2) 作業中の気温がプラス気温であっても、気象状況の変化により凍結のおそれがある場合は洗淨車及び散水車は使用しないものとする。
- (3) 道路清掃業務(通常期)における洗淨作業は、原則10月末日までとする。
- (4) 7・8月に実施するBCD線については洗淨作業を行わないこととする。

第6節 そ の 他

1 作業対象路線及び作業予定期間

業 務	項 目	対象路線	予 定 期 間
道路清掃業務 (通常期)	路面清掃作業 人力作業	B線～F線	5月上旬～11月下旬
	雨水桧清掃(1型、2型)		6月上旬～8月下旬
	橋梁付属桧清掃(直管、曲管)		5月上旬～10月下旬
	洗浄作業		10月下旬～11月下旬
	増強作業		
道路清掃業務 (融雪期)	路面清掃作業 洗浄作業 人力作業 散水作業	B線～E線	3月中旬～4月下旬
	歩道清掃作業	B線・C線	4月上旬～4月下旬

※ 道路清掃業務の対象路線(路線図及び区間延長)は設計図書による

※ F線については監督員の指示等により実施するものとする

2 写真管理基準

作業項目	月当たり撮影基準	
	撮影項目	枚 数
路面清掃作業	作業前・後 [2枚／組]	12組
	作業中	適宜
歩道清掃作業 増 強 作 業	作業前・中・後 [3枚／組]	3組以上
雨水桧清掃作業	全景 作業前・中・後	1日1箇所以上
橋梁付属桧清掃作業	橋名板 全景 作業前・中・後	1橋あたり1ヶ所
汚泥処理	収集・搬入状況	適宜

※ 作業前・中・後は、1路線(箇所)毎に同じ位置から各1枚撮影すること。

※ 撮影路線は各ランクより特徴的な路線を選定し、月ごとに別路線とすること。

※ 路面清掃作業中の写真は各機種・作業ごと(人力、散水、スィーパー、洗浄、ダンプ積込・分別・搬入等)に各1枚程度提出すること。

※ 汚泥運搬作業は、その都度状況写真を撮影し提出すること。

※ 作業の写真のほかミーティング(毎月)や安全大会等の写真も添付すること。

※ 写真には撮影月日を入れ、路線名・頻度・場所等がわかるように写真帳に整理すること。

※ 写真帳は、ファイル綴じしたもの(電子データで整理したものをカラー出力したものも可)を、完了時に1部提出すること。

3 道路清掃標準頻度

ランク	通常期	融雪期		
		3月中旬～下旬	4月上旬～中旬	4月中旬～下旬
B 線	週1回 ※1	週1回	週2回	週1回
C 線	週1回 ※1	週1回	週2回	週1回
D 線	2週1回 ※1	—	2週1回	2週1回
E 線	年3回	—	4週1回	4週1回
F 線	状況に応じて対応			

※1 6～8月の清掃頻度は、通常期の半分とする。

※ 上表は標準頻度であり、実施における具体的な頻度は担当職員の指示によることとする。

※ E線の清掃は、通常期においては年3回とする。

※ F線の清掃は、担当職員の指示により行うこととする。

4 作業の振替について

【雨天時の作業日の振替】

雨天等で作業を中止したときは、下記のとおり作業日を変更することができる。また、6～8月は雨天のほか、祝日、お盆休暇の当日路線を下記のとおり変更することができる。

<融雪期・通常期(4月、5月、9月～11月)>

ランク	変 更 期 限	備 考
B 線	変更なし	
C 線	変更なし	
D 線	5日以内	左記日数は土日等を除く作業日とする
E 線	10日以内	
F 線	10日以内	

<通常期(6～8月)>

ランク	変 更 期 限	備 考
B 線	5日以内	左記日数は土日等を除く作業日とする
C 線	5日以内	
D 線	10日以内	
E 線	10日以内	
F 線	10日以内	

※ 雨天又は休日が続く場合等は、別途担当職員と協議すること。

【路線の入替】

道路清掃の効率化を目的とし、清掃路線の入替をすることができる。基本的には、受託者の判断により入れ替える路線を決定することとするが、清掃路線の入替を行った場合は別添「様式12,13」にて毎月報告すること(該当のない場合は提出不要)。清掃の増工時には清掃前、減工時には現況の写真を撮影すること。ただし、洗浄作業の増減時には写真不要とする。数量の大幅な増減が見込まれる場合は事前に担当職員と協議すること。

5 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別記特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合が特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

以 上

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第6条 受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

2 受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

3 委託者が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 委託者が第1項及び第2項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督を行うこと。

- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報について、業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受託者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわ

らず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1 - 1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

☐ 基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック)

3 従業員の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業員を記載してください。※該当する□欄にチェック

☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- ☐ 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業員を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）.....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所

会社名

代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	

令和8年度
札幌市道路清掃業務仕様書
【様式集】

札幌市建設局土木部道路維持課

目次

(様式1)	業務着手届	1
(様式2)	現場代理人届	2
(様式2-1)	経歴書	3
(様式2-2)	現場代理人変更届	4
(様式3)	業務日程表	5
(様式3-1)	日程表	6
(様式4)	その他各種届	7
(様式4-1)	使用車両届	8
(様式4-2)	給水栓使用及び鍵借用申請書	9
(様式4-3)	ごみ重量計量IDカード借用書	10
(様式4-4)	使用車両追加登録・抹消届	11
(様式5)	道路清掃業務作業日報	12
(様式5-1)	道路清掃業務作業路線内訳書(1)	13
(様式5-2)	道路清掃業務作業路線内訳書(2)	14
(様式5-3)	道路清掃業務作業路線内訳書(3)	15
(様式6)	完了届	16
(様式6-1)	道路清掃業務(融雪期)作業内訳書	17
(様式6-2)	道路清掃業務(通常期)作業内訳書	18
(様式7)	事故報告書	19
(様式7-1)	事故現場見取図	21
(様式8)	高度処理水使用実績表	22
(様式9)	高度処理水使用計画書	23
(様式10)	協議簿	24
(様式11)	汚泥処理報告書	25
(様式12)	路線入れ替え報告書	26
(様式13)	路線入れ替え報告書(写真)	27

課 長	係 長	係

業 務 着 手 届

令和 年 月 日

札幌市長 様

住 所
受託者 会 社 名
代 表 者 氏 名 印

業 務 名 道 路 清 掃 業 務 (地区)

上記業務は、令和 年 月 日着手したのでお届けします。

上記業務着手を認める。

業務主任 技術職員 印

※ 提出期限 着手日と同日

現 場 代 理 人 届

令和 年 月 日

札幌市長 様

住 所

受託者 会 社 名

代 表 者 氏 名

印

業 務 名 道路清掃業務 (地区)

上記業務に係る現場代理人を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

区 分	氏 名	備 考
現場代理人		

妥当と認める。

業務主任 技術職員

印

経 歴 書

現 住 所

氏 名 生年月日 生

最終学歴・職歴・法令による免許資格

年 月

年 月

年 月

最近の主要道路清掃業務の経歴

年 月

年 月

年 月

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名 印

令和 年 月 日

札幌市長 様

受託者 会社名

代表者氏名

印

業務名 道路清掃業務 (地区)

上記業務に係る現場代理人を次のとおり変更したので、別紙経歴書を添えて通知します。

区 分	氏 名	備 考
新現場代理人		
旧現場代理人		

妥当と認める。

業務主任 技術職員

印

※ 様式2-1の経歴書を添付すること。

業 務 日 程 表

令和 年 月 日

札幌市長 様

住 所

受託者 会 社 名

代 表 者 氏 名

印

下記業務について、別紙日程をもって履行したいので、承認して下さるようお願いします。

記

1. 業 務 名 道路清掃業務(地区)

2. 履行期間 着 手 令和 年 月 日

完 了 令和 年 月 日

妥当と認める。

業務主任 技術職員

印

(様式3-1)

日程表

[illegible]

令和 年 月 日

そ の 他 各 種 届

札幌市長 様

住 所

受託者 会 社 名

代 表 者 氏 名

印

令和 年度 道路清掃業務(地区)に係る、下記届けを
別紙によりお届けいたします。

記

- 1)使用車両届
- 2)給水栓使用及び鍵借用申請書
- 3)ごみ重量計量IDカード借用書
- 4)型式証明書
- 5)道路使用許可証の写し

使 用 車 両 届

[illegible]

※ 車検証の写しを添付すること。ただし自社保有車両台数等の報告で提出してある車検証は不要とする。また、車両を借り受ける場合は賃貸契約書の写しを添付すること。

令和 年 月 日

札幌市長 様

住所
申請者
氏名 印

給 水 栓 使 用 及 び 鍵 借 用 申 請 書

令和 年度 道路清掃業務(地区)受託に伴い、貴市給水栓の使用及び当該給水栓の鍵を借用いたしたく、下記のとおり申請いたします。

記

1 期 間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 使用給水栓

No.	区(番号)	給水栓所在地	No.	区(番号)	給水栓所在地

3 給水栓の借用鍵個数 個

以下は札幌市で記入

鍵 貸 与 許 可 証

下記番号の鍵を貸与する。

1. 2. 3. 4. 5.

6. 7. 8. 9. 10.

11. 12. 13. 14. 15.

※ 本様式の写しを別に1部提出のこと。

令和 年 月 日

札幌市長 様

住 所

受託者 会 社 名

代 表 者 氏 名 印

ごみ重量計量IDカード借用書

令和 年度 道路清掃業務(地区)受託に伴い、道路芥搬入に使用するため下記のとおりごみ重量計量IDカードを借用いたします。

1 期 間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 ごみ重量計量IDカードの借用枚数

枚

札幌市長 様

又は名称 印

記

[illegible]

※ 車検証の写しを添付すること。また、車両を借り受ける場合は賃貸契約書の写しを添付すること。

確認欄

令和 年度
道 路 清 掃 業 務 作 業 日 報

工区名〔 〕
会 社 名
現場代理人

印

令和 年 月 日	曜日	天候	作業時間 (時 分 ~ 時 分)				
作業名	セッ ト 数 台 数	実施数量	累計	収集運搬土砂量(t)			
路面清掃作業(通常)		km	km	路面 清 掃	処理場	収集量	累計量
洗浄作業(通常)		km	km		山口		
人力作業(通常)		km	km		駒岡		
増強作業		hr	hr		発寒		
雨水桷清掃(1型)		箇所	箇所		計		
雨水桷清掃(2型)		箇所	箇所	歩 道 清 掃	山口		
橋梁付属桷清掃(直管)		箇所	箇所				
橋梁付属桷清掃(曲管)		箇所	箇所		計		
路面清掃作業(融雪)		km	km	合 計			
洗浄作業(融雪)		km	km	使用水量(t)			
人力作業(融雪)		km	km	作業種別	使用量	累計量	
散水作業		km	km	散水用			
路面清掃作業(緊急)		hr	hr	洗浄用			
歩道清掃作業		km	km	桷清掃用			
土砂等運搬作業4t		hr	hr	合 計			
土砂等運搬作業8t		hr	hr	特記事項			
土砂等運搬作業10t		hr	hr				
汚泥中間処理搬入量		t	t				
ごみ搬入伝票(ダンプ車登録No記入)			汚泥中間処理搬入伝票(搬入車登録No記入)				

道路清掃業務作業路線内訳書（１）

【単位:km】

※ 作業別の実施距離は小計(頻度ごと)と合計を記載すること。

※ 作業別の実施距離は小計(頻度ごと)と合計を記載すること。

(様式5-2)

道路清掃業務作業路線内訳書(2)

工区名〔 〕 令和 年 月 日

【単位:km】

路線番号	路線名	区間	作業距離	路面清掃 (融雪)	洗浄作業 (融雪)	人力作業 (融雪)	散水作業	歩道清掃 作業	備考
		～							
		～							
		～							
		～							
		～							
		～							
		～							
		～							
		～							
		～							
		～							
		～							
		～							
合計									

※ 作業別の実施距離は小計(頻度ごと)と合計を記載すること。

(様式5-3)

道路清掃業務作業路線内訳書（３）

工区名〔 〕 令和 年 月 日

土砂等運搬作業				
使用台数		台		備 考
	開始時間	終了時間	稼動時間	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計				

※ 1 1車当りの稼働時間は10分単位(10分以下は切捨てる)とし、会社と現場の回送時間(20分)と昼休み時間を控除すること。

※ 2 月の集計は時間単位(分以下は切捨てる)とする。

完 了 届 (月 分)

令和 年 月 日

札幌市長 様

住 所
受託者 会 社 名
代表者氏名

印

名 称 道 路 清 掃 業 務 (地区)

上記役務は、令和 年 月 日に別紙のとおり完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日報等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。
送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

----- (以下、札幌市使用欄) -----

受付	令和 年 月 日	完了を確認した職員	業務主任 技術職員	印
----	----------	-----------	-----------	---

課長	係長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検 査 員 職・氏 名 技術職員

立 会 人 職・氏 名 技術職員

道路清掃業務(融雪期)作業内訳書

(様式6-1)

工区名 ()

令和 年 月分

業者名

日付	路面清掃 (融雪)	洗浄作業 (融雪)	人力作業 (融雪)	散水 作業	歩道清掃 作業	路面清掃 (緊急)	土砂等運搬作業 hr			
	km	km	km	km	km	hr	4t	8t	10t	
1										kmあたり単価
2										路面清掃(融雪)
3										円
4										洗浄作業(融雪)
5										円
6										人力作業(融雪)
7										円
8										散水作業
9										円
10										歩道清掃作業
11										円
12										
13										時間あたり単価
14										路面清掃(緊急)
15										円
16										土砂等運搬作業
17										4t
18										円
19										8t
20										円
21										10t
22										円
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
計	-	-	-	-	-	0:00	0:00	0:00	0:00	
再計										
金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					当月分合計		円	累計金額		円

※1 増強作業、路面清掃(緊急)及び土砂等運搬作業の日々の時間は10分単位とし、再計で時間単位(分以下切り捨てる)とする。

※2 累計金額は合計金額の累計である。

※3 毎月の請求金額は、各工種の単価×実施数量の金額(円未満切捨)の合計とする。

道路清掃業務(通常期)作業内訳書

(様式6-2)

工区名 ()

令和 年 月分

業 者 名

日付	路面 清掃 (通常) km	洗浄 作業 (通常) km	人力 作業 (通常) km	歩道 清掃 km	増強 作業 hr	路面 清掃 (緊急) hr	土砂等運搬作業 hr			雨水樹清掃		橋梁付属樹清掃		汚泥 処理 t	
							4t	8t	10t	(1型) 箇所	(2型) 箇所	(直管) 箇所	(曲管) 箇所		
1															kmあたり単価
2															路面清掃(通常)
3															円
4															洗浄作業(通常)
5															円
6															人力作業(通常)
7															円
8															歩道清掃作業
9															円
10															時間あたり単価
11															増強作業
12															円
13															路面清掃(緊急)
14															円
15															土砂等運搬作業
16															4t
17															円
18															8t
19															円
20															10t
21															円
22															箇所あたり単価
23															樹清掃(1型雨水樹)
24															円
25															樹清掃(2型雨水樹)
26															円
27															樹清掃(橋梁付属樹直管)
28															円
29															樹清掃(橋梁付属樹曲管)
30															円
31															tあたり単価
計	-	-	-	-	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	-	-	-	-	-	汚泥処理
再計					0:00	0:00									円
金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当月分合計					円		累計金額			円		完了金額		円	

※1 増強作業、路面清掃(緊急)及び土砂等運搬作業の日々の時間は10分単位とし、再計で時間単位(分以下切り捨てる)とする。

※2 累計金額は合計金額の累計で、完了金額は業務が完了した時の総金額である。

※3 毎月の請求金額は、各工種の単価×実施数量の金額(円未満切捨)の合計とする。

令和 年 月 日

事故報告書^(※1)

札幌市長 様

受託者 (住所)

(代表者氏名)

(現場代理人氏名)

印

印

このたび発生しました事故について、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 役務名 道路清掃業務(地区)
- 2 受託者名 ○○○○(株)
- 3 契約金額 ○○, ○○○, ○○○円
- 4 工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 5 発注部局名 建設局土木部道路維持課
- 6 事故発生日時 令和 年○○月○○日 ○○時○○分頃
- 7 事故発生場所 札幌市○○区○○○条○○丁目
- 8 事故種別 ・工事関係者事故 ・公衆損害事故
- 9 被災者氏名等 氏名 ○○ ○○ 性別 男・女 年齢 ○○歳
(物損の場合、所有者名) 住所
- 10 被災者の症状
(物損の場合、被災状況)
- 11 職種・所属 作業員 受託者名
経験年数等 経験年数:○○年○○ヶ月 現場入場日数:○○日目
※ 工事関係者の場合のみ

12 事故の概要

(1) 発生状況(口頭報告後に詳しく判明した事項等)

(2) 発生要因(事故原因を発注者と協議の上記入)

13 事故に関する関係資料の確認等

(1) 設計図書の記載内容及び積算方法等(積算、特記仕様書、現場説明事項、指示・協議事項等)

(2) 施工計画等の内容(施工計画書と実施方法、施工体系図等安全管理に係る資料)

(3) 関係機関との手続き(申請・許可等の提出・回答の確認)

14 所轄労働基準監督署の対応・回答等^(※3)

15 所轄警察署の対応・回答等

16 事故後の対応等(事故後の受託者の対応及び今後の事故防止対策の内容)

17 その他(本報告時点での被災者状況、所感等)

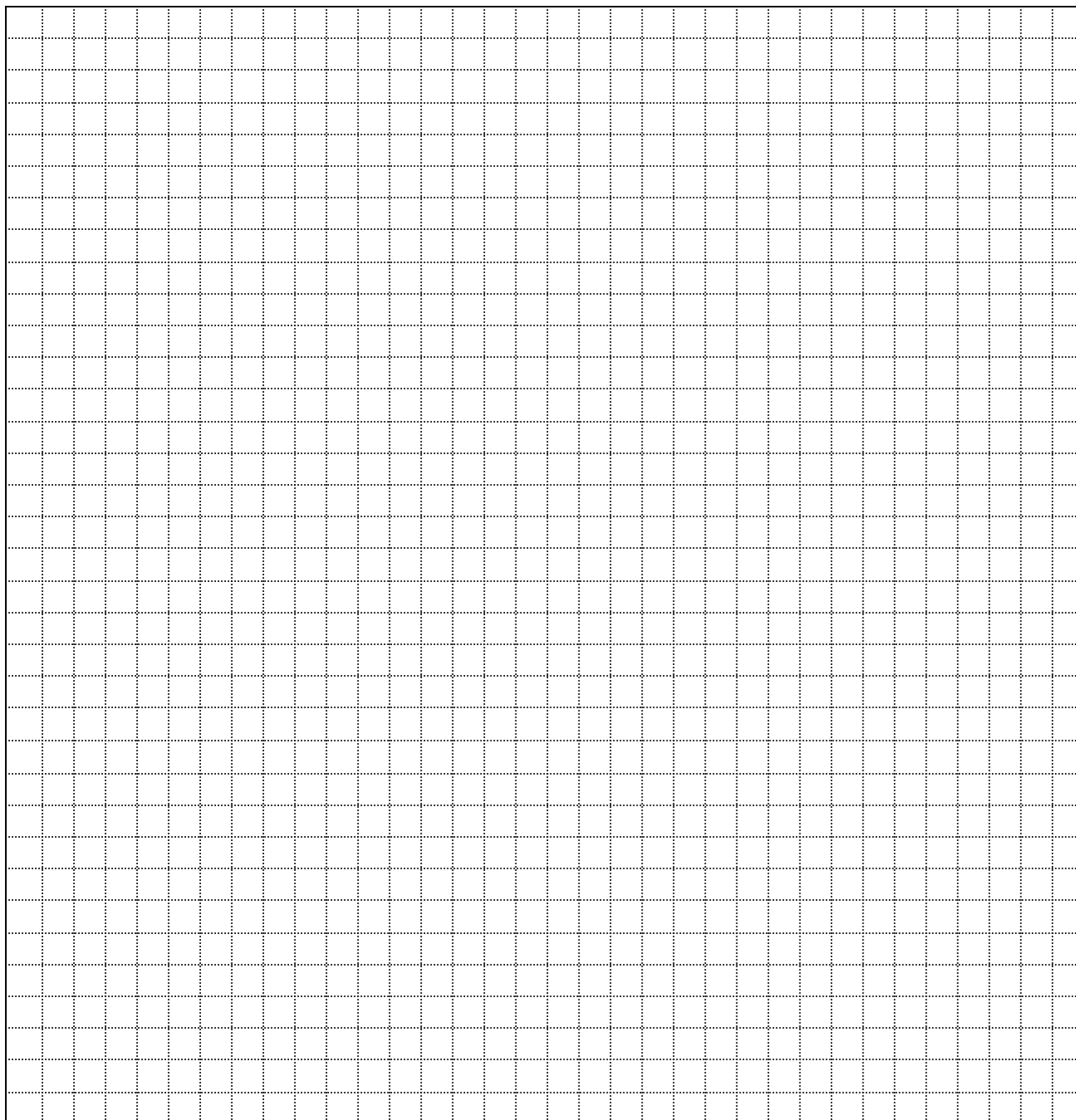
18 添付資料(位置図、詳細図、写真、事故後の処置図面等)

(※1)被災者対応を最優先に行い、遅滞なく(夜間・休日を問わず)市への報告、関係官庁への連絡を行って下さい。「事故報告書」の提出は、その後になります。

(※2)「事故報告書」提出時点でわかる範囲で記入の上、診断書が発行され次第速やかに写しを提出して下さい。

(※3)工事関係者の被災は、所轄の労働基準監督署へ「労働者死傷病報告」の届出が必要です。

事故現場見取図



- 記載上の注意
- 1 道路幅・距離・家屋等を記載すること。
 - 2 大きさの釣合いがとれるように記載すること。

< 記載項目 >

発見場所
警笛吹鳴箇所
制動箇所
事故箇所

自社車両
相手方車両
進行方向
信号

一時停止
人間
バイク・自転車
横断歩道

歩道橋
川
橋

(様式8)

令和 年 月 日

高度処理水使用実績表(月分)

会社名

[illegible]

協 議 簿

発議者	☐ 札幌市	☐ 受託者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾			
業務名	道路清掃業務(地区)			
(内容)				
..... 				
添付図 葉、その他添付図書				
札幌市 ・ 回答	札幌市	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日 【回答】 添付図 葉、その他添付図書		
	受託者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☐ 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日 【回答】 添付図 葉、その他添付図書		

札幌市	確認欄	課長	係長	担当

受託者	確認欄	現場代理人		

道路清掃業務(地区)

(様式11)

汚泥処理報告書(月分)

[illegible]

路線入れ替え報告書 (様式12)

(様式12)

[illegible]

注意事項

清掃作業と洗浄作業は単価差があるため、増減の20%分を清掃作業延長の増減と扱う。

No	1
月日	
対象	
延長	
増減	

注意事項

1箇所あたり2枚を基本とし、上下線各1枚とする。

工区別路線調書

工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
B	10-E36-0	中央区 E	187	伏見西支線	77	南10条線	137	登山通線	0.63	1.3	0.0
B	10-E38-0	中央区 E	135	旭ヶ丘線	58	南11条中央線	137	登山通線	0.46	0.9	0.0
B	10-E39-0	中央区 E	82	南13条線	135	旭ヶ丘線	9902	主要市道南19条宮の沢線	0.26	0.5	0.0
B	10-E43-0	中央区 E	251	大倉支線	250	大倉線	9572	小別沢線	0.33	0.7	0.0
B	10-E49-0	中央区 E	2	大通北線	129	西29丁目線	44	西20丁目線	1.06	2.1	0.0
B	10-B2-3	中央区 B	453	一般道々西野白石線	184	北海道神宮線	1	大通南線	0.28	0.6	0.6
B	10-B2-5	中央区 B	453	一般道々西野白石線	1	大通南線	9902	主要市道南19条宮の沢線	0.99	2.0	2.0
B	10-B3-0	中央区 B	124	主要道々宮の沢北一条線	128	西28丁目線		国道230号	2.68	5.4	5.4
B	10-B6-0	中央区 B	9902	主要市道南19条宮の沢線	1055	墓地線	1	北海道神宮線	1.77	3.5	3.5
B	10-B8-0	中央区 B	184	北海道神宮線	9902	主要市道南19条宮の沢線	124	主要道々宮の沢北一条線	0.37	0.7	0.7
B	10-B13-0	中央区 B	6	南1条線	41	西15丁目線	44	西20丁目線	0.62	1.2	1.2
B	10-B14-2	中央区 B	5	北5条線	5124	主要道々宮の沢北一条線	5326	一般道々桑園停車場線	1.20	2.4	2.4
B	10-B15-2	中央区 B	1	大通南線	9902	主要市道南19条宮の沢線	44	西20丁目線	0.93	1.9	1.9
B	10-B27-0	中央区 B	2	大通北線	40	西14丁目線		国道230号	0.38	0.8	0.4
B	10-B30-2	中央区 B	9901	主要市道旭山公園米里線	41	西15丁目線	9902	主要市道南19条宮の沢線	1.03	2.1	2.1
B	10-B34-0	中央区 B	5	北5条線	5326	一般道々桑園停車場線	452	一般道々下手稲札幌線	0.52	1.0	1.0
B	10-B41-0	中央区 B	1	大通南線	44	西20丁目線		国道230号	1.05	2.1	2.1
B	10-B60-0	中央区 B	453	一般道々西野白石線	1055	墓地線	124	主要道々宮の沢北一条線	1.61	3.2	3.2
B	10-B61-0	中央区 B	2	大通北線	9501	西3丁目線	9900	主要市道真駒内篠路線	0.26	0.5	0.4
B	10-B61-2	中央区 B	2	大通北線		国道230号	9501	西3丁目線	1.03	2.1	1.0
B	10-B62-0	中央区 B	1	大通南線	9501	西3丁目線	9900	主要市道真駒内篠路線	0.26	0.5	0.3
B	10-B62-2	中央区 B	1	大通南線		国道230号	9501	西3丁目線	1.05	2.1	1.2
B	10-C1-2	中央区 C	89	主要道々札幌環状線	9903	主要市道南20条宮の沢線	41	西15丁目線	0.20	0.4	0.4
B	10-C2-0	中央区 C	6	南1条線	9902	主要市道南19条宮の沢線	44	西20丁目線	0.99	2.0	2.0
B	10-C3-0	中央区 C	9901	主要市道旭山公園米里線	9902	主要市道南19条宮の沢線	89	主要道々札幌環状線	0.56	1.1	1.1
B	10-C5-0	中央区 C	128	西28丁目線	5124	主要道々宮の沢北一条線	9902	主要市道南19条宮の沢線	0.83	1.7	1.7
B	10-C6-0	中央区 C	9902	主要市道南19条宮の沢線	184	北海道神宮線	1	大通南線	0.28	0.6	0.6

工区別路線調書

工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
B	10-C6-2	中央区 C	9902	主要市道南19条宮の沢線	1	大通南線	89	主要道々札幌環状線	2.93	5.9	5.9
B	10-C9-0	中央区 C	38	西12丁目線	4	北4条線	1	大通南線	0.60	1.2	1.2
B	10-C10-1	中央区 C	39	西13丁目線	101	北8条西線	1	大通南線	1.10	2.2	2.2
B	10-C11-0	中央区 C	40	西14丁目線	4	北4条線	1	大通南線	0.60	1.2	1.2
B	10-C12-0	中央区 C	4326	一般道々桑園停車場線	42	西16丁目線	124	主要道々宮の沢北一条線	1.28	2.6	2.6
B	10-C13-0	中央区 C	41	西15丁目線	124	主要道々宮の沢北一条線	1	大通南線	0.21	0.4	0.4
B	10-C14-0	中央区 C	9516	桑園駅前通線	44	西20丁目線	42	西16丁目線	0.72	1.4	1.4
B	10-C16-0	中央区 C	43	西17丁目線	9516	桑園駅前通線	1	大通南線	1.58	3.2	3.2
B	10-C16-2	中央区 C	43	西17丁目線	8	南3条線	89	主要道々札幌環状線	1.56	3.1	3.1
B	10-C16-3	中央区 C	43	西17丁目線	1	大通南線	6	南1条線	0.13	0.3	0.3
B	10-C17-0	中央区 C	72	西18丁目線	9516	桑園駅前通線	1	大通南線	1.68	3.4	3.4
B	10-C17-2	中央区 C	72	西18丁目線	1	大通南線	8	南3条線	0.34	0.7	0.7
B	10-C18-0	中央区 C	44	西20丁目線	39	西13丁目線	5	北5条線	1.34	2.7	2.7
B	10-C19-0	中央区 C	41	西15丁目線	9901	主要市道旭山公園米里線	453	一般道々西野白石線	1.97	3.9	3.9
B	10-C20-0	中央区 C	104	北11条西線	105	西21丁目線	9516	桑園駅前通線	0.59	1.2	1.2
B	10-C22-0	中央区 C	89	主要道々札幌環状線	124	主要道々宮の沢北一条線	250	大倉線	2.17	4.3	4.3
B	10-C22-2	中央区 C	89	主要道々札幌環状線	250	大倉線	9902	主要市道南19条宮の沢線	4.02	8.0	8.0
B	10-C23-0	中央区 C	250	大倉線	89	主要道々札幌環状線	252	円山線	0.33	0.7	0.7
B	10-C24-0	中央区 C	483	円山支線	89	主要道々札幌環状線	252	円山線	0.20	0.4	0.4
B	10-C26-0	中央区 C	9524	北7条線	124	主要道々宮の沢北一条線	452	一般道々下手稲札幌線	1.96	3.9	3.9
B	10-C27-0	中央区 C	9525	北3条線	124	主要道々宮の沢北一条線	452	一般道々下手稲札幌線	1.72	3.4	3.4
B	10-C28-0	中央区 C	3	北2条線	326	一般道々桑園停車場線	452	一般道々下手稲札幌線	0.52	1.0	1.0
B	10-C29-0	中央区 C	199	旭ヶ丘中央線	9901	主要市道旭山公園米里線	89	主要道々札幌環状線	0.20	0.4	0.4
B	10-C30-0	中央区 C	2	大通北線	73	西19丁目線	40	西14丁目線	0.65	1.3	1.3
B	10-C31-0	中央区 C	8	南3条線	9902	主要市道南19条宮の沢線	41	西15丁目線	1.50	3.0	3.0
B	10-C34-2	中央区 C	58	南11条中央線	9902	主要市道南19条宮の沢線	41	西15丁目線	0.94	1.9	1.9
B	10-C36-2	中央区 C	60	南14条中央線	73	西19丁目線	41	西15丁目線	0.56	1.1	1.1

工区別路線調書

工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
B	10-C37-0	中央区 C	73	西19丁目線	137	登山通線	60	南14条中央線	0.09	0.2	0.2
B	10-C38-0	中央区 C	137	登山通線	89	主要道々札幌環状線	73	西19丁目線	0.59	1.1	1.1
B	10-C42-0	中央区 C	1	大通南線	9902	主要市道南19条宮の沢線	44	西20丁目線		1.9	0.0
B	10-C44-2	中央区 C	9583	西南線	453	一般道々西野白石線		国道230号	1.53	3.1	3.1
B	10-C47-1	中央区 C	252	円山線	9902	主要市道南19条宮の沢線	250	大倉線	0.55	1.1	1.1
B	10-C47-2	中央区 C	252	円山線	250	大倉線	9902	主要市道南19条宮の沢線	1.23	2.5	1.4
B	10-C49-0	中央区 C	185	中央卸売市場線	1214	二十四軒1条線	105	西21丁目線	0.43	0.9	0.9
B	10-C59-0	中央区 C	73	西19丁目線	8	南3条線	134	円山中央線	1.47	2.9	2.9
B	10-C62-0	中央区 C	4	北4条線	72	西18丁目線	452	一般道々下手稲札幌線	0.90	1.8	1.8
B	10-C65-0	中央区 C	125	西24丁目線	103	北10条西線	5	北5条線	0.65	1.3	1.3
B	10-C66-0	中央区 C	103	北10条西線	1214	二十四軒1条線	125	西24丁目線	0.19	0.4	0.4
B	10-C67-4	中央区 C	453	一般道々西野白石線	41	西15丁目線	89	主要道々札幌環状線	0.42	0.8	0.8
B	10-C68-0	中央区 C	44	西20丁目線	5	北5条線	1	大通南線	0.74	1.5	1.5
B	10-C69-2	中央区 C	44	西20丁目線	1	大通南線	8	南3条線	0.32	0.6	0.6
B	10-D13-0	中央区 D	38	西12丁目線	101	北8条西線	4	北4条線	0.47	0.9	0.0
B	10-D14-0	中央区 D	40	西14丁目線	101	北8条西線	4	北4条線	0.51	1.0	0.0
B	10-D15-0	中央区 D	42	西16丁目線	9516	桑園駅前通線	9525	北3条線	0.97	1.9	0.0
B	10-D15-2	中央区 D	42	西16丁目線	124	主要道々宮の沢北一条線	1	大通南線	0.21	0.4	0.0
B	10-D15-3	中央区 D	42	西16丁目線	8	南3条線	89	主要道々札幌環状線	2.31	4.6	0.0
B	10-D15-4	中央区 D	42	西16丁目線	1	大通南線	6	南1条線	0.13	0.3	0.0
B	10-D16-0	中央区 D	162	西19丁目北線	9516	桑園駅前通線	5	北5条線	1.05	2.1	0.0
B	10-D17-0	中央区 D	73	西19丁目線	9525	北3条線	1	大通南線	0.47	0.9	0.0
B	10-D17-2	中央区 D	73	西19丁目線	1	大通南線	6	南1条線	0.13	0.3	0.0
B	10-D18-0	中央区 D	72	西18丁目線	8	南3条線	60	南14条中央線	1.55	3.1	0.0
B	10-D20-0	中央区 D	105	西21丁目線	104	北11条西線	1	大通南線	1.52	3.0	0.0
B	10-D20-2	中央区 D	105	西21丁目線	1	大通南線	9901	主要市道旭山公園米里線	1.07	2.1	0.0
B	10-D22-0	中央区 D	224	北11条連絡線	124	西23丁目線	185	中央卸売市場線	0.10	0.2	0.0

工区別路線調書

工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
B	10-D23-0	中央区 D	124	西23丁目線	224	北11条連絡線	1	大通南線	1.51	3.0	0.0
B	10-D23-2	中央区 D	124	西23丁目線	1	大通南線	134	円山中央線	0.72	1.4	0.0
B	10-D24-2	中央区 D	125	西24丁目線	1	大通南線	9902	主要市道南19条宮の沢線	1.29	2.6	0.0
B	10-D27-0	中央区 D	101	北8条西線	124	西23丁目線	39	西13丁目線	1.22	2.4	0.0
B	10-D33-0	中央区 D	127	西27丁目線	453	一般道々西野白石線	1	大通南線	0.74	1.5	0.0
B	10-D35-0	中央区 D	125	西24丁目線	103	北10条西線	5	北5条線		1.3	0.0
B	10-D36-0	中央区 D	103	北10条西線	1214	二十四軒1条線	125	西24丁目線		0.4	0.0
B	10-D40-0	中央区 D	225	北12条連絡線	1214	二十四軒1条線	185	中央卸売市場線	0.26	0.5	0.0
B	10-D41-0	中央区 D	103	北10条西線	125	西24丁目線	42	西16丁目線	0.96	1.9	0.0
B	10-D43-0	中央区 D	9523	北6条線	125	西24丁目線	5452	下手稲札幌	1.65	3.3	0.0
B	10-D51-0	中央区 D	9902	主要市道南19条宮の沢線	1	大通南線	89	主要道々札幌環状線		2.0	0.0
B	10-D52-0	中央区 D	11	南6条線	9902	主要市道南19条宮の沢線	41	西15丁目線	1.31	2.6	0.0
B	10-D60-0	中央区 D	156	界川線	89	主要道々札幌環状線	260	旭山公園通線	0.52	1.0	0.0
B	10-D61-0	中央区 D	260	旭山公園通線	156	界川線	212	界川2号西線	0.28	0.6	0.0
B	10-D66-0	中央区 D	125	西24丁目線	225	北12条連絡線	103	北10条西線	0.19	0.4	0.0
B	10-D69-0	中央区 D	1	大通南線	129	西29丁目線	9902	主要市道南19条宮の沢線	0.12	0.2	0.0
B	10-D70-0	中央区 D	4	北4条線	72	西18丁目線	452	一般道々下手稲札幌線		1.8	0.0
B	10-D71-0	中央区 D	9525	北3条線	326	一般道々桑園停車場線	452	一般道々下手稲札幌線		1.0	0.0
B	10-E35-0	中央区 E	126	西26丁目線	9901	主要市道旭山公園米里線	58	南11条中央線	0.37	0.7	0.0
B	10-E37-0	中央区 E	58	南11条中央線	135	旭ヶ丘線	9902	主要市道南19条宮の沢線	0.29	0.6	0.0
B	10-E40-0	中央区 E	155	西25丁目線	231	日新小学校線	124	主要道々宮の沢北一条線	0.44	0.9	0.0
B	10-E41-0	中央区 E	231	日新小学校線	101	北8条西線	125	西24丁目線	0.24	0.5	0.0
B	10-E214-0	中央区 E	54	北10条中通西線	105	西21丁目線	43	西17丁目線	0.51	1.0	0.0
B	10-E215-0	中央区 E	55	北11条中通西線	44	西20丁目線	9516	桑園駅前通線	0.38	0.8	0.0
B	10-E216-0	中央区 E	56	北12条西線	44	西20丁目線	9516	桑園駅前通線	0.30	0.6	0.0
B	10-E218-0	中央区 E	12	南7条線	73	西19丁目線	72	西18丁目線	0.14	0.3	0.0
B	10-E219-0	中央区 E	13	南6・7条中通線	73	西19丁目線	72	西18丁目線	0.14	0.3	0.0

工区別路線調書

工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
B	10-E225-0	中央区 E	82	主要道々西野真駒内清田線	82	主要道々西野真駒内清田線	82	主要道々西野真駒内清田線	2.10	4.0	0.0
B	10-F1-0	中央区 F	227	西23丁目中通線	102	北9条西線	9524	北7条線	0.25	0.5	0.0
B	10-F2-0	中央区 F	276	円山西町1号線		地先	89	主要道々札幌環状線	0.72	1.4	0.0
B	10-F4-0	中央区 F	156	界川線	260	旭山公園通線	368	界川2・3丁目1号線	0.45	0.9	0.0
B	10-F8-0	中央区 F	319	宮の森3丁目線	332	宮の森4条中通線	209	西警察署通線	0.84	1.7	0.0
B	10-F9-0	中央区 F	79	南11条線	187	伏見西支線	134	円山中央線	0.34	0.7	0.0
B	10-F10-0	中央区 F	251	大倉支線	420	盤溪円山線			1.00	1.0	0.0
B	10-F11-0	中央区 F	126	西26丁目線	4	北4条線	9525	北3条線	0.13	0.3	0.0
B	10-F12-0	中央区 F	4	北4条線	127	西27丁目線	44	西20丁目線	0.80	1.6	0.0
B	10-F13-0	中央区 F	134	円山中央線	124	西23丁目線	58	南11条中央線	0.68	1.4	0.0
B	10-F14-0	中央区 F	332	宮の森4条中通線	316	宮の森横4号線	124	主要道々宮の沢北一条線	0.45	0.9	0.0
B	10-F15-0	中央区 F	316	宮の森横4号線	1055	墓地線	453	一般道々西野白石線	0.88	1.8	0.0
B	10-F16-0	中央区 F	681	ローブウェイ山麓線	89	主要道々札幌環状線		地先	0.21	0.4	0.0
B	10-F17-0	中央区 F	21	北3・4条中通線	72	西18丁目線	43	西17丁目線	0.12	0.2	0.0
B	10-F18-0	中央区 F	21	北3・4条中通線	39	西13丁目線	38	西12丁目線	0.12	0.2	0.0
B	10-F19-0	中央区 F	46	北2条中通西線	39	西13丁目線	38	西12丁目線	0.12	0.2	0.0
B	10-F20-0	中央区 F	608	北7条西12丁目線	39	西13丁目線	38	西12丁目線	0.13	0.3	0.0
B	10-F21-0	中央区 F	21	北3・4条中通線	42	西16丁目線	326	一般道々桑園停車場線	0.13	0.3	0.0
B	10-F22-0	中央区 F	51	北6条中通西線	39	西13丁目線	452	一般道々下手稲札幌線	0.25	0.5	0.0
B	10-F23-0	中央区 F	7	南2条線	134	円山中央線	123	西22丁目線	0.27	0.5	0.0
B	10-F24-0	中央区 F	57	南8条線	9902	主要市道南19条宮の沢線	134	円山中央線	0.29	0.6	0.0
B	10-F25-0	中央区 F	87	南16条線	9902	主要市道南19条宮の沢線	134	円山中央線	0.12	0.2	0.0
B	10-F26-0	中央区 F	86	南15条中央線	136	伏見東線	41	西15丁目線	0.26	0.5	0.0
B	10-F27-0	中央区 F	61	南17条線	42	西16丁目線	41	西15丁目線	0.14	0.3	0.0
B	10-F29-0	中央区 F	52	北8条中通西線	105	西21丁目線	72	西18丁目線	0.38	0.8	0.0
B	10-F30-0	中央区 F	10	南5条線	134	円山中央線	73	西19丁目線	0.35	0.7	0.0
B	10-F31-0	中央区 F	134	円山中央線	8	南3条線	124	西23丁目線	0.41	0.8	0.0

工区別路線調書

工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
B	10-F32-0	中央区 F	209	西警察署通線	453	一般道々西野白石線	124	主要道々宮の沢北一条線	0.36	0.7	0.0
B	10-F33-0	中央区 F	57	南8条線	126	西26丁目線	9902	主要市道南19条宮の沢線	0.10	0.2	0.0
B	10-F34-0	中央区 F	130	西30丁目線	9525	北3条線	184	北海道神宮線	0.19	0.4	0.0
B	10-F35-0	中央区 F	132	西30・31丁目中通線	9525	北3条線	184	北海道神宮線	0.19	0.4	0.0
B	10-F36-0	中央区 F	161	北7条中通西線	105	西21丁目線	162	西19丁目北線	0.25	0.5	0.0
B	10-F37-0	中央区 F	51	北6条中通西線	125	西24丁目線	486	北5・6西18中通線	0.65	1.3	0.0
B	10-F38-0	中央区 F	49	北5条中通西線	44	西20丁目線	162	西19丁目北線	0.13	0.3	0.0
B	10-F39-0	中央区 F	19	大通南1条中通線	73	西19丁目線	41	西15丁目線	0.52	1.0	0.0
B	10-F40-0	中央区 F	123	西22丁目線	1	大通南線	12	南7条線	0.78	1.6	0.0
B	10-F41-0	中央区 F	12	南7条線	9902	主要市道南19条宮の沢線	73	西19丁目線	0.67	1.3	0.0
B	10-F42-0	中央区 F	48	北4条中通西線	124	西23丁目線	44	西20丁目線	0.33	0.7	0.0
B	10-F43-0	中央区 F	21	北3・4条中通線	105	西21丁目線	44	西20丁目線	0.12	0.2	0.0
B	10-F44-0	中央区 F	77	南10条線	9902	主要市道南19条宮の沢線	73	西19丁目線	0.43	0.9	0.0
B	10-F45-0	中央区 F	123	西22丁目線	3	北2条線	1	大通南線	0.33	0.7	0.0
B	10-F46-0	中央区 F	422	山の手中央線	453	一般道々西野白石線	9525	北3条線	0.34	0.7	0.0
B	10-F47-0	中央区 F	49	北5条中通西線	38	西12丁目線	452	一般道々下手稲札幌線	0.12	0.2	0.0
B	10-F49-0	中央区 F	383	宮の森4条5丁目中1号線	89	主要道々札幌環状線	5124	主要道々宮の沢北一条線	1.55	3.1	0.0
B	10-F50-0	中央区 F	42	西16丁目線	8	南3条線	6	南1条線	0.22	0.4	0.0
B	10-E42-0	中央区 E	101	北8条西線	231	日新小学校線	227	西23丁目中通線	0.25	0.5	0.0
B	10-E48-0	中央区 E	74	大通北1条中通線	453	一般道々西野白石線	44	西20丁目線	1.20	2.4	0.0
B	10-E50-0	中央区 E	142	滝の沢線	89	主要道々札幌環状線		地先	0.75	1.5	0.0
B	10-E61-0	中央区 E	102	北9条西線	125	西24丁目線	42	西16丁目線	0.96	1.9	0.0
B	10-E63-0	中央区 E	610	北9条西15丁目線	42	西16丁目線	5326	一般道々桑園停車場線	0.13	0.3	0.0
B	10-E69-0	中央区 E	20	北1条中通線	44	西20丁目線	72	西18丁目線	0.26	0.5	0.0
B	10-E71-0	中央区 E	126	西26丁目線	2	大通北線	1	大通南線	0.08	0.2	0.0
B	10-E72-0	中央区 E	126	西26丁目線	1	大通南線	6	大通北線	0.10	0.2	0.0
B	10-E95-0	中央区 E	126	西26丁目線	8	南3条線	9901	主要市道旭山公園米里線	0.81	1.6	0.0

工区別路線調書

工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道清掃延長	歩道清掃延長
B	10-E213-0	中央区 E	53	北9条中通西線	105	西21丁目線	43	西17丁目線	0.51	1.0	0.0
B	10-E96-0	中央区 E	129	西29丁目線	9902	主要市道南19条宮の沢線	1	大通南線	0.27	0.5	0.0
B	10-D72-1	中央区 D	252	円山線	9902	主要市道南19条宮の沢線	250	大倉線		1.1	0.0
B	10-E97-0	中央区 E	250	大倉線	251	大倉支線	89	主要道々札幌環状線	0.72	1.4	0.0
B	10-E99-0	中央区 E	9	南4条線	9902	主要市道南19条宮の沢線	73	西19丁目線	0.91	1.8	0.0
B	10-E101-0	中央区 E	250	大倉線		地先	251	大倉支線	0.96	1.9	0.0
B	10-E9-0	中央区 E	138	稻荷参道線	134	円山中央線	60	南14条中央線	0.12	0.2	0.0
B	10-E103-0	中央区 E	3	北2条線	124	主要道々宮の沢北一条線	44	西20丁目線	0.56	1.1	0.0
B	10-E18-0	中央区 E	46	北2条中通西線		地先	43	西17丁目線	0.61	1.2	0.0
B	10-E107-0	中央区 E	125	西24丁目線	5	北5条線	124	主要道々宮の沢北一条線	0.47	0.9	0.0
B	10-E108-0	中央区 E	125	西24丁目線	124	主要道々宮の沢北一条線	1	大通南線	0.27	0.5	0.0
B	10-E120-0	中央区 E	134	円山中央線	60	南14条中央線	140	藻岩山通線	0.54	1.1	0.0
B	10-E124-0	中央区 E	140	藻岩山通線	9902	主要市道南19条宮の沢線	42	西16丁目線	0.22	0.4	0.0
B	10-E24-0	中央区 E	192	南11条中通線	126	西26丁目線	9902	主要市道南19条宮の沢線	0.19	0.4	0.0
B	10-E129-0	中央区 E	9525	北3条線	131	西31丁目線	124	西23丁目線	0.74	1.5	0.0
B	10-E131-2	中央区 E	127	西27丁目線	6	南1条線	9902	主要市道南19条宮の沢線	0.51	1.0	0.0
B	10-E205-0	中央区 E	420	盤溪円山線	75	宮の森2条17丁目線	9572	小別沢線	0.38	0.8	0.0
B	10-E206-0	中央区 E	180	藻岩山通支線	89	主要道々札幌環状線	572	伏見3丁目1号線	0.33	0.7	0.0
B	10-E207-0	中央区 E	82	主要道々西野真駒内清田線		ソリトンコム前		ブルーマウンテン入口	3.06	3.2	0.0
B	10-E208-0	中央区 E	82	主要道々西野真駒内清田線		ブルーマウンテン入口		こばやし峠頂上（駐車帯）	0.94	1.9	0.0